

活力と笑顔 あふれるまち スマイルシティ山陽小野田



第二次 山陽小野田市総合計画 基本構想・中期基本計画

令和4年(2022年)3月
山口県山陽小野田市

概要版

「活力と笑顔あふれるまち スマイルシティ山陽小野田」 の実現に向けて

本市では、まちづくりの指針となる第二次山陽小野田市総合計画を平成30年（2018年）3月に策定し、将来都市像であり、また、市のキャッチフレーズにも掲げる「活力と笑顔あふれるまち スマイルシティ山陽小野田」の実現に向けて、前期基本計画に示す施策を推進してきました。

しかしながら、本市を含め、全国的な少子高齢化には歯止めがかからず、2040年には人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎えることが予想されていることから、国の地方制度調査会は、持続可能な地域社会を維持するためには、地方行政のデジタル化、公共私（行政、コミュニティ組織、NPO、企業等）の連携、広域連携等が必要であると提言しており、自治体においてもより一層の対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、大きな社会情勢の変化をもたらしており、そうした社会の変容にも臨機応変に対応していく必要があります。

このような状況の中、まちづくりの基本理念である「住みよい暮らしの創造」を推進していくためには、多様な担い手が協力してまちづくりに取り組む「協創によるまちづくり」が必要です。そして、「協創」の考え方を機軸として、多様な担い手がまちづくりの方向性を共有するための指針となるものが総合計画です。

総合計画においては、社会情勢の変化や、新たに発生した行政課題への的確に対応するため、「協創によるまちづくり」の考え方を新たに組み込むなど、基本構想の一部を改訂するとともに、前期基本計画における4年間の市政運営で残された課題を踏まえつつ、基本構想に掲げる将来像を実現するため、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする中期基本計画を策定しました。

「活力と笑顔あふれるまち スマイルシティ山陽小野田」の実現に向け、重点プロジェクトである「3つの創る」や「3つの横断的施策」に掲げる施策を中心に、市民の皆様や本市に関わる全ての方と力を合わせながらまちづくりに取り組みたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、熱心な御審議を重ねていただきました基本構想審議会委員の皆様、アンケートやパブリックコメントで御意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和4年（2022年）3月

山陽小野田市長 藤田 剛二



総合計画とは

「住みよい」まちづくりを進めるための総合的な指針となる計画です

全国的な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景に、本市においても生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小、高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化などの課題に対応できるよう、計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。

そのため、平成30年度（2018年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、「第二次山陽小野田市総合計画」を策定しました。

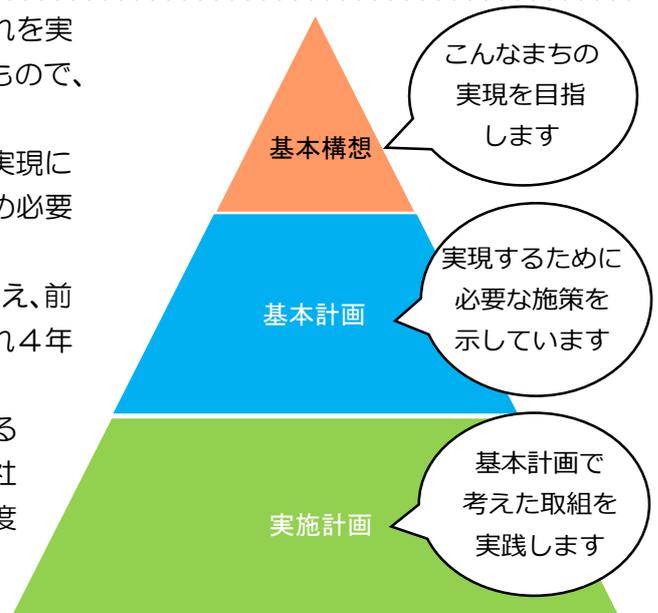
「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成されている計画です

「**基本構想**」は、本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。

「**基本計画**」は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

「**実施計画**」は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。



《計画の期間》

年 度	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
基本構想	1 2 年											
基本計画	前期(4年)				中期(4年)				後期(4年)			
実施計画	3年			以降、同様に毎年度見直し								

山陽小野田市の将来像

まちづくりの基本理念

行政が果たすべき役割は、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくことにあり、これから少子高齢化による人口減少が加速していく中で、人口流出の抑制と出生数の向上を図り、こうした流れに歯止めをかけていく必要があります。

第一次総合計画の理念を継承しつつ、本市の特性を活かしながら、これからの時代にふさわしい「住みよさ」が実感でき、子どもからお年寄りまでが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまちとなることを目指し、また、住む場所としての魅力を発信していくことで、「住んでみたい」と思われるまちとなることを目指して、まちづくりの基本理念を次のように設定します。

【まちづくりの基本理念】

住みよい暮らしの創造

将来都市像

市民の生命、財産を守る「安心・安全の確保」と、「誰もが主役のまちづくり」を基本としながら、まちづくりの基本理念である「住みよい暮らしの創造」を踏まえて、本市の目指すまちの姿である将来都市像を次のように設定します。

【将来都市像】

活力と笑顔あふれるまち

この将来都市像の実現に向けて、歴史・産業・教育・文化・自然・スポーツといった地域資源など、本市の特性を最大限に活かしながら、市民一人ひとりが希望をもっていきいきと暮らしていくことができ、ひとが輝き、活力に満ち、市民の笑顔が広がる輝く魅力あるまちとなることを目指して施策を展開していきます。

また、市民や本市を訪れた人が笑顔でいきいきと過ごしているまちのイメージを伝えるために、次のようにキャッチフレーズを定め、市内外に向けて本市の魅力を発信していきます。

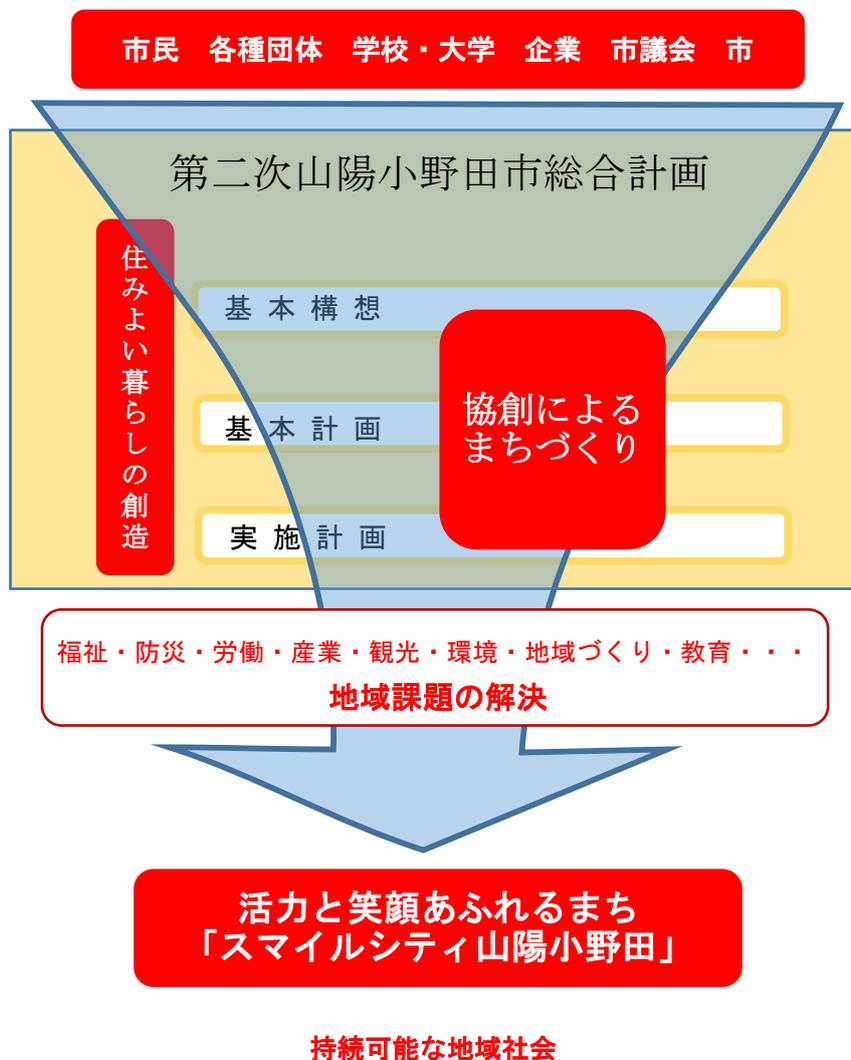
【キャッチフレーズ】

スマイルシティ山陽小野田

■将来都市像の実現のための「協創によるまちづくり」

将来にわたって持続可能な地域社会を築くためには、市民、各種団体、学校や大学、企業、市議会、市などが、協力してアイデアを出しながらまちづくりを考え、協力してまちをつくる「協創によるまちづくり」が必要です。そして、そのためには、様々な立場や視点を持つ人がお互いを認め合う「多様性」が不可欠です。

まちづくりの基本理念である「住みよい暮らしの創造」は、「協創によるまちづくり」を踏まえたものであり、将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向けたまちづくりにおいて、「協創によるまちづくり」は、常に意識すべき根幹となる考え方とします。



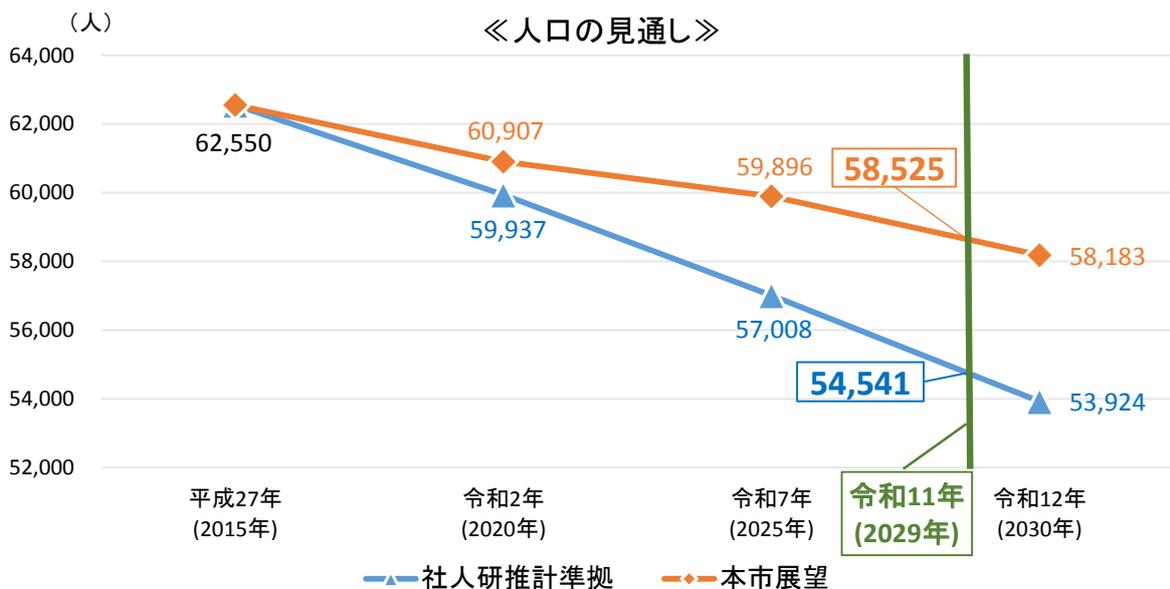
基本目標

まちづくりの基本理念を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、まちづくりの課題を基に五つの基本目標を設定しています。



令和11年(2029年)の目標人口

山陽小野田市人口ビジョン及び山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、市内外の人々から住みたいまち・住み続けたいまちとして選ばれるよう、まちの魅力の向上を図る施策を実施することにより、計画最終年次である令和11年(2029年)においては、目標人口を58,000人とします。



※いずれも、平成27年(2015年)国勢調査結果を基に、本市が独自に推計したものです。この推計に当たっては、年齢構成が必要となるため、年齢不詳の人数(121人)は除いています。

令和11年の目標人口 **58,000** 人 (2029年)

重点プロジェクト

第二次山陽小野田市総合計画の策定後、本市では、将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、企業誘致などによる地域経済の活力増進や、子育て支援の充実、シティセールスの推進によるまちの魅力向上に取り組んできました。

中期基本計画においても、引き続きこれらの取組を推進するほか、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方の下、重点プロジェクトとして「3つの創る」を設定するとともに、「3つの横断的施策」を念頭に置き、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組めます。

3つの創る

重点施策

1

地域を創る

具 体 的 施 策

(1) 新たな地域づくり

持続可能な地域づくりの実現に向け、地域運営組織（RMO）の形成を推進するとともに、市民活動支援センターの体制を強化するなど、多様な人々が繋がり、支え合う仕組みづくりに取り組めます。

(2) 災害に強いまちづくり

災害からの「逃げ遅れがゼロ」となるよう、気象情報や防災情報を効果的に伝達することができる仕組みの充実を図るほか、市民が協力して防災活動を行うことができるよう、地域防災力の向上を図ります。また、大規模な水害等から市民の生命と財産を守ることができるよう、ハード面の対策に取り組めます。

重点施策

2

ひとを創る

具 体 的 施 策

(1) 子育て支援の充実

市民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行います。妊娠期から幼児期まで母子に対する寄り添った支援を行うとともに、保育所や放課後児童クラブの充実など、保育環境の向上を図り、働く子育て家庭を支援することで、子育て世代から選ばれるまちとなり、若い世代の人口増加につなげていきます。

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

子どもが笑顔で学校生活を送るとともに、豊かな人間性を備えることができるよう、デジタル技術を活用しながら、特色ある教育内容の充実や、教育環境の整備を図ります。また、小学校・中学校・高等学校・山口東京理科大学の学校間の連携により、教育の質の向上を図ります。

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

学校・家庭・地域の連携、生涯学習の場の提供、スマイルプランナー制度などを通じて人づくりを進め、「協創によるまちづくり」の担い手としての意識の醸成を図ります。

重点施策

3

まちの価値を創る

具 体 的 施 策

(1) 移住・定住・交流の促進

本市の魅力である「住みよさ」を活かし、移住・定住先として市内外の方から選ばれるよう、効果的な情報発信を行うとともに、相談体制を強化するなど移住の支援に取り組みます。また、観光による交流人口を増加させるために、戦略的な情報発信を展開します。

(2) 文化・スポーツの振興

全国規模の現代ガラス展の開催といったガラス文化の推進、かるた（小倉百人一首）競技の振興やレノファ山口、パラサイクリング（障害者自転車競技）との連携・支援など文化・スポーツを媒体とした交流を促進します。

（３）官民連携（PPP）の推進

L A B Vの手法を用いた中心市街地のにぎわいを創出する事業に代表される官民連携（PPP）に取り組み、まちの魅力向上を図ります。

（４）地域経済の活力増進

既存企業への支援や市外からの新たな企業の誘致を行うとともに、産学官連携の推進、中小企業の経営支援、創業への支援、地域資源のブランド化などにより、地域経済の活力を高めます。

3つの横断的施策

「3つの創る」の推進、中期基本計画の推進に当たっては、「3つの横断的施策」を念頭に置きながら取り組みます。

具 体 的 施 策

（１）デジタル化の推進

デジタル技術を活用することで、健康づくりや福祉サービス、地域づくりの分野等における市民生活の質の向上を図るほか、行政手続の質の向上や行政運営の効率化を図ります。

（２）山口東京理科大学との連携

工学部と薬学部を擁する山口東京理科大学の知的資源を活用し、地域経済の活性化、学校教育や生涯学習の質の向上、地域の活性化を図ります。

（３）スマイルエイジング※の推進

「知守（しるまもる）」「食事」「運動」「交流」の各分野における様々な取組を市民とともに行うことで、市民の健康寿命の延伸を図ります。

※スマイルエイジング：笑顔（スマイル）の源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく（エイジング）のことで、「健康寿命の延伸」を目指す本市の取組のこと。

分野別計画

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策 1 子育て支援の充実

基本施策 5 社会保障の安定

基本施策 2 高齢者福祉の充実

基本施策 6 健康づくりの推進

基本施策 3 障がい者福祉の充実

基本施策 7 地域医療体制の充実

基本施策 4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8 消防・救急体制の充実

基本施策 12 人権尊重のまちづくり

基本施策 9 防災体制の充実

基本施策 13 自然環境の保全・循環型社会の形成

基本施策 10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進

基本施策 14 国際交流・地域間交流の推進

基本施策 11 地域づくりの推進

基本施策 15 シェアハウス・移住定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16 住環境の確保

基本施策 19 道路・交通網及び港湾施設の充実

基本施策 17 公園・緑地の整備・保全

基本施策 20 適正な土地利用の推進

基本施策 18 水道の安定供給と下水道の充実

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21 多様な働く場の確保

基本施策 24 農林水産業の推進

基本施策 22 企業立地の推進

基本施策 25 観光・交流の振興

基本施策 23 商工業の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26 学校教育の推進

基本施策 29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 27 社会教育の推進

基本施策 30 芸術文化によるまちづくりの推進

基本施策 28 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 31 スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32 効率的で効果的な行政運営

基本施策 34 市政への市民参画の推進

基本施策 33 健全な財政運営

第二次山陽小野田市総合計画（基本構想・中期基本計画）

発行年月：令和4年（2022年）3月

発行：山陽小野田市

編集：山陽小野田市企画部企画課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話：(0836) 82-1130 FAX：(0836) 83-2604



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

